

令和3年4月23日

発 言 者	発 言 要 旨
阿部委員	自転車関連の交通事故の発生状況はどうか。
参事官(兼)交通 企画課長	<p>令和3年3月末現在の自転車被害の交通事故の発生件数は32件で前年比13件の減である。負傷者数も32人で前年比14人の減である。なお、自転車関連の死亡事故及び自転車が加害者となった交通事故の発生はない。</p> <p>自転車被害事故の主な特徴としては、65歳以上の高齢被害者が16件と全体の半数を占めており、事故の形態としては、出会い頭の事故が20件と約6割である。また、負傷者32人中29人がヘルメット未着用であった。</p>
阿部委員	<p>自転車賠償責任保険への加入が令和2年7月から条例で義務化されたが、学生の保険の加入状況はどうか。</p>
保健・食育主幹	<p>令和2年7月上旬時点で、全日制公立高校46校のうち43校では、自転車通学を行っている全ての生徒が保険に加入している。</p> <p>また、小学校では、令和2年10月末現在、自転車賠償責任保険と同等の機能を有する県PTA連合会安全互助会に、238校のうち208校が加入しており、中学校では、自転車通学を許可している87校のうち69校が、県PTA連合会安全互助会等の賠償責任保険に加入している。なお、PTA単位の団体加入以外にも、各家庭、個人での保険加入を推奨している。</p>
阿部委員	<p>13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、また、自転車の歩道通行可の標識が設置されている場所等では、自転車で歩道を通行できるが、警察としては、これをどのように周知しているのか。</p>
参事官(兼)交通 企画課長	<p>「自転車の交通ルールの指導ハンドブック」や「自転車の安全な乗り方について」と題した啓発チラシを作成し、自転車教室等を利用して指導教育を行っている。</p>
阿部委員	<p>現場で交通違反を見つけた場合は、どのような指導をしているのか。</p>
参事官(兼)交通 企画課長	<p>呼び止めて、通称イエローカードと呼んでいる自転車警告カードを交付して指導している。令和2年は、4,068枚交付しており、前年比653枚の増であった。</p>
阿部委員	<p>自転車での交通違反に関して、学校との情報共有はどうか。</p>
参事官(兼)交通 企画課長	<p>学校には、イエローカードの交付枚数に加え、信号無視等の指導警告の事由ごとの件数を伝えている。</p>
阿部委員	<p>報告を踏まえ、学校側ではどのような対応を行っているのか。</p>
保健・食育主幹	<p>ルール違反の状況を確認した上で、生徒に対して注意喚起を行っている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	P T Aの団体保険の加入が自転車通学の許可条件となるということは、強制的な保険加入との認識を抱かせる恐れがあるため、P T A連合会と連携し、丁寧な説明が必要と考えるがどうか。
保健・食育主幹	しっかりと連携を取りながら、誤解を与えないように説明を行っている。
阿部委員	令和3年3月に改訂された「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」に、災害警備活動のための装備資機材の充実強化、対応能力の強化などについて掲げられているが、資機材整備の進捗状況はどうか。
警備第二課長	大雨に伴う土砂災害、洪水や河川の増水に伴う冠水被害を想定し、資機材の整備を進めている。具体的には、土砂災害に対する資機材として、災害救助活動用バックホウや土砂排除用のベルトコンベアを機動隊に配備している。また、洪水や河川の冠水等被害に対する資機材として、救命ボートを天童及び庄内の両警察署を除く12警察署と機動隊に配備している。
阿部委員	大雨等災害への対応能力の強化に向けて、具体的にどのような取組みを行っているのか。
警備第二課長	警察署及び機動隊において、実践的訓練を行っている。具体的には、警察署と機動隊との合同による舟艇を使用した水難救助訓練、機動隊と航空隊による県警ヘリ「がっさん」を使用した救出救助訓練、大雨や大規模な地震の複合災害を想定した災害警備訓練等を実施し、対応能力の向上を図っている。
森谷委員	横断歩道での車両の停止状況はどうか。
参事官(兼)交通 企画課長	停止率については、J A F（日本自動車連盟）が平成30年から公表しており、令和2年の本県の停止率は24.8%である。2年の全国平均が21.3%であるため、本県は全国平均を上回っており、全国18位であった。平成30年は7.7%、令和元年は20.4%であり、年々増加傾向にある。
森谷委員	横断歩道での交通違反状況はどうか。
参事官(兼)交通 企画課長	令和2年の本県の横断歩行者妨害違反での検挙数は5,634件である。東北各県と比較すると、青森県が975件、岩手県が2,890件、宮城県が4,381件、秋田県が2,728件、福島県が5,346件となり、本県の検挙数は多い。
森谷委員	歩行者側の手をあげるというような意思表示についても推進していく必要があると考えるがどうか。
参事官(兼)交通 企画課長	県警察では、昨年の秋から歩行者の安全な交通を守るための「交通安全ありがとう運動」を展開しており、今後も自治体や関係機関等と連携しながら周知を図っていく。
森谷委員	幹線道路など速度が出やすい道路において、横断歩道及び歩行者の存在を早めに知らせることができるものが必要と考えるがどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
参事官(兼)交通 企画課長	<p>横断歩道の前に標識を設置しており、通常の標識では視認性が十分ではないと考えられる幹線道路には、路上5メートルの高さにオーバーハング型の大型標識を設置して視認性を確保している。</p> <p>また、地域住民の声を反映する形で、道路管理者と連携して減速指示マーク等を設置している。</p>
森谷委員	<p>特別支援教育を受けている児童生徒数の推移はどうか。</p>
特別支援教育課 長	<p>特別支援教育を受けている児童数について、特別支援学校では、平成19年度の823名に対して令和2年度は1,139名と約1.4倍に増加しており、小中学校におかれた特別支援学級では、平成19年度の985名に対して令和2年度は1,967名と約2.0倍に増加している。また、小中学校におかれた通級指導教室の対象児童は、平成19年度の877名に対して令和2年度は1,311名と約1.5倍に増加している。</p> <p>合計すると、平成19年度の2,685名に対して令和2年度は4,417名と約1.6倍となり増加傾向にある。</p>
森谷委員	<p>村山特別支援学校天童校では、昨年度、教室が一つ減少し、現在、2年生と3年生が同じ部屋を使っている状況をどのように認識しているのか。</p>
特別支援教育課 長	<p>実際の学習に当たっては、学習の内容に応じて、2年生と3年生と一緒に活動する場合もあれば、学習内容や個々の状態に応じて、パーテーションを用いて個別の学習時間を確保するなど、工夫をしながら対応している。</p> <p>なお、今後の対応については、天童市教育委員会と連携を図っていく。</p>
森谷委員	<p>特別支援学校等の再編整備の進め方について、教育長の考えはどうか。</p>
教育長	<p>特別支援教育を受けている児童数の増加については、特別支援教育制度が平成19年度から本格実施され、保護者の方の意識が変わったということが大きいと思う。再編整備について、しっかりと対応していきたい。</p>
小野委員	<p>可搬式オービス（可搬式速度違反自動取締装置）について、その特徴はどうか。</p>
参事官(兼)交通 企画課長	<p>この取締装置は、一定以上の速度で走行する車両を自動で撮影し、撮影された記録をもとに違反車両及び運転者の特定を行い、速度違反として検挙するためのものである。</p> <p>特徴としては、装置自体が小型、軽量で持ち運びが容易であること、取締りに要する人員が2名程度であること、夜間でも運用可能であること等から、これまで道路状況等から取締りが困難であった通学路や生活道路等で取締りを行うことができる。</p>
小野委員	<p>道路幅が狭くとも設置可能なのか。また、検挙数はどうか。</p>
参事官(兼)交通 企画課長	<p>道路幅が狭い場合には、装置を設置するための敷地を借りることができれば取締りを行うことができる。先日、山辺小学校近くの通学路で実施した際には、山辺駐在所の敷地に設置した。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>令和3年3月12日からこの装置による速度取締りを開始し、4月20日までの間に23回実施した。内訳としては、通学路で8回、国道13号等の幹線道路で13回、交通死亡事故現場周辺で2回であり、検挙数は45件である。</p>
小野委員	<p>これまで何台購入しているのか。また、令和3年度の購入予定はどうか。</p>
参事官(兼)交通企画課長	<p>令和2年度に1台購入している。3年度の購入予定はないが、導入したことによる効果検証を踏まえ、必要性を検討していく。</p>
小野委員	<p>交通マナーについて、学校ではどのような教育を行っているのか。</p>
義務教育課長	<p>学校教育の中では、交通マナーやドライバーの方への感謝の気持ちを表す指導を実施している。</p>
小野委員	<p>「交通安全ありがとう運動」について、どのように周知を図るのか。</p>
参事官(兼)交通企画課長	<p>昨年の秋から始めている運動である。長期にわたって続けていくことによって、交通マナーの向上を図りたい。 また、関係機関等に対しての情報発信を積極的に行うとともに、運転免許の更新の際の教育の場を活用し、県民全体への浸透を図りたい。</p>
吉村委員	<p>山形市及び寒河江市に対して県独自の緊急事態宣言が発出されたが、部活動において、どのような対応を行っているのか。</p>
スポーツ保健課長	<p>緊急事態宣言が発出された地域では、マスクの常時着用を徹底し、マスクを着用しても活動できる程度の負荷での練習内容とするなど工夫すること、当該地域以外においても、可能な限りマスクを着用して活動することなどを指示している。また、全県的に自校のみの活動とし、合宿等宿泊を伴う活動は控えることとしている。</p>
吉村委員	<p>今後、仮に各地域で緊急事態宣言が発出された場合、もしくは県全体で発出された場合において、スポーツの強度によって、対応の判断がなされていくという認識でよいか。強度について、客観的に示しているものはあるのか。ない場合には、整備すべきと考えるがどうか。</p>
スポーツ保健課長	<p>部活動のガイドラインを作成しており、その中で、県内の感染状況のレベルに応じて、具体的な運動の程度を示している。 なお、各学校が対応に迷う場合などには、スポーツ保健課で丁寧に相談対応していくこととしている。</p>
吉村委員	<p>緊急事態宣言中における大会開催の考え方はどうか。</p>
スポーツ保健課長	<p>全国大会などの上位大会につながる大会については、最大限の感染防止対策を徹底し、行動記録なども管理した上で、開催・参加を認めている状況にある。</p>

吉村委員	県内における大麻事犯の傾向はどうか。また、大麻リキッドについて、県内での検挙事例はあるのか。
参事官(兼)刑事 企画課長	<p>昨年末までの過去5年間における検挙人員は、合計47人であり、令和元年が最も多く15人であった。3年については3月末現在で、2人検挙している。検挙状況の特徴としては、平成28年から30年までの3年間は、1桁台の検挙人員であったが、令和元年は15人、2年には13人と増加傾向にある。</p> <p>大麻リキッドの検挙状況としては、令和2年に4件検挙しており、令和2年以前の検挙はない。</p>
吉村委員	大麻リキッドとはどのようなもので、その入手方法は把握しているのか。
参事官(兼)刑事 企画課長	<p>大麻リキッドとは、大麻草又はその製品から成分を抽出し、更に液体状に濃縮加工したものである。成分を濃縮しているため、効き目も強く、薬理作用を得やすいと言われている。使用方法は、電子たばこ用に市販されている電子パイプのカートリッジ部分に大麻リキッドを充填又は注入し、加熱して吸煙する方法が一般的である。大麻リキッドは、匂いが無いので、見た目は普通の電子たばこを吸っているのと区別がつかない。</p> <p>入手方法は、様々あるが、本県警察で検挙した事例としては、「売人から買った」とのことであった。</p>
吉村委員	薬物の海外からの持ち込みについて、水際対策の強化が必要と考えるがどうか。
参事官(兼)刑事 企画課長	警察としては、今後も取締まりを徹底して供給元を遮断するということはもちろんであるが、税関等の関係機関団体との連携を密にして、水際対策にも努めてまいりたい。また、県、市町村及び学校と協力した薬物乱用の影響などの正しい知識の啓発や、関係機関団体と連携した乱用防止の広報活動についても推進していく。
金澤委員	義務教育学校について、県内の状況と課題はどうか。
義務教育課長	<p>学校教育法の一部改正により、平成28年4月に小学校と中学校が一体化した義務教育学校制度が創設され、本県では、28年度から新庄市立萩野学園、今年4月から新庄市立明倫学園、戸沢村立戸沢学園が義務教育学校として開校している。</p> <p>義務教育学校は、9年間の課程を6年、3年と分けるのではなく、4年、3年、2年と、柔軟な学年段階の区切りを設定することによって、いわゆる「中1ギャップ」などの課題に対応できるメリットがある一方、課題としては、9年間同じ集団による学校生活となることから、人間関係が固定化してしまうこと、また、小学校から中学校に進学するといった変化がないため、節目が捉えにくいといったことが挙げられる。</p>
金澤委員	本県における義務教育制度の今後の方針について、県としての考えはどうか。

教育長	<p>義務教育については、基本的に市町村教育委員会において進められるものではあるが、義務教育学校については、様々議論されているような状況にあるため、市町村教育委員会へ情報提供をしながら、今後の方向性なども見いだしていきたいと考えている。</p>
相田副委員長	<p>警察職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応と対策はどうか。</p>
理事官(兼)警務課長	<p>警察職員の感染が判明した場合には、直ちに、警察本部内に警務部、警備部及び関係部門からなる対応チームを編成し、関係職員の行動履歴の確認、庁舎、車両等関係箇所の消毒、待機者の指定、応援職員の派遣検討などを行う。併せて、県の発表に先立ち広報を実施し、感染した職員の勤務形態や庁舎内への立入りは規制していないことなどをお知らせし、地域住民の不安解消に努めている。</p> <p>警察業務の継続に関しては、例えば、警察署においてクラスターが発生して複数署員の待機が余儀なくされた場合には、警察本部から応援職員を最大数派遣し、地域住民の安全確保に支障を来さないよう努めている。</p>
相田副委員長	<p>新型コロナに感染した子ども達への差別やいじめの防止対策についてはどうか。</p>
保健・食育主幹	<p>学校関係者に感染が確認された場合、いじめ等につながらないように、個人が特定されない情報の範囲で、保護者や生徒へ連絡している。また、連絡の際は、必要以上の詮索やSNSを通じた書き込みなどの誹謗中傷等を行わないよう必ず注意喚起している。</p>